

## 第1編 環境影響評価

### 第1章 事業計画の概要

#### 1-1 事業の名称

湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業

#### 1-2 事業者の氏名及び住所

##### 1-2-1 事業者

事業者の氏名 : 湖周行政事務組合  
組合長 今井 竜五  
事業者の住所 : 長野県岡谷市幸町8番1号

##### 1-2-2 調査者

調査者 : 国際航業株式会社  
代表取締役社長 土方 聡  
調査者の住所 : 東京都千代田区六番町2番地

#### 1-3 事業の種類

廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建設

#### 1-4 事業の目的及び必要性

岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町（以下、「湖周地区」という。）は、ごみ処理を広域的に共同で行うことにより、ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図り、循環型社会を構築することを目的として、平成17年3月に「ごみ処理基本計画」を策定した。また同時に、稼働中の岡谷市清掃工場（26年経過）、諏訪市清掃センター（25年経過）、下諏訪町清掃センター（14年経過）のいずれの施設も既に老朽化が進んでいること、これらの施設は廃棄物発電などのエネルギー回収機能もないことから、湖周地区のごみを効率的かつ広域的に処理するためのシステム構築が必要となり、「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定した。

以後、平成21年3月に計画の修正を行いながら、ごみ処理の共同化に向けた検討を重ね、平成23年9月に、その事業主体となる一部事務組合として、湖周行政事務組合を設立した。

なお、湖周地区は本事業の推進にあたって、平成23年8月に「循環型社会形成推進地域計画」を策定した。

## 1-5 建設候補地決定の経過

湖周地区は、ごみ処理基本計画の策定と並行して、平成 16 年度に広域ごみ処理施設の建設候補地の比較・検討を行い、「湖周地区ごみ処理施設建設候補地比較・検討報告書」としてまとめた。広域ごみ処理施設の建設候補地を岡谷市清掃工場、諏訪市清掃センター、下諏訪町清掃センターの敷地の 3 か所とし、現地踏査及び既存資料調査結果をもとに 6 区分 25 項目について採点、加重合計して比較した結果、岡谷市清掃工場の敷地が最適との結論を得た。

岡谷市清掃工場に最も近い樋沢地区に対しては、平成 23 年 1 月に 2 市 1 町による説明を行い、平成 23 年 3 月に樋沢地区より事業計画及び事業推進に対し協力することの表明があった。これを受けて、平成 23 年 3 月に 2 市 1 町首長会において建設についての最終合意を行い、候補地として決定した。

## 1-6 計画処理対象物・処理量・施設規模

現時点における計画処理対象物及び処理量を表 1-6-1 に示す。

なお、発生ごみ量の将来予測（通常処理対象物）では、平成 30 年度が最大となるため、計画目標年次と設定する。

表 1-6-1 計画処理対象物と処理量

項 目	処理量等	備考
可燃ごみ量 (t/年)	29,934	H30 年度
広域リサイクル施設からの可燃残さ量(t/年)	787	H30 年度
通常処理対象物の計画年間処理量(t/年)	30,721	※ 1
災害廃棄物の年間処理量 (t/年)	2,443	
総ごみ発生量 (t/年)	33,164	※ 2

※ 1 通常処理対象物の計画年間処理量：29,934t/日＋787t/日＝30,721t/日

※ 2 総ごみ発生量：30,721t/日＋2,443t/日（災害廃棄物の年間処理量）＝33,164t/日

- ・ ストーカ炉のメーカーヒアリングの結果、年間稼動可能日数（最大）は 300 日程度。
- ・ 総ごみ発生量に対する施設規模は、以下のとおりとなる。

$$33,164\text{t/年} \div 300 \text{日} = 110\text{t/日}$$

- ・ 今後の人口やごみ量が減少する中、最もごみ量が多い時期に、最大可能稼動日数での稼動は効率的な計画である。また、経済的にも優れているため、本施設規模は、110t/日と設定する。

## 1-7 事業の内容

### 1-7-1 基本方針

「ごみ処理基本計画」(平成 21 年 3 月修正)では、以下の 3 つを基本方針として掲げている。

- ① 1R から 3R への転換
- ② 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築
- ③ 広域ごみ処理体制の整備

なお、広域ごみ処理施設の基本方針については、1-7-5 事業計画 11) 施設計画の方針に記載する。

### 1-7-2 対象事業実施区域及びその周辺の概況

対象事業実施区域の位置を図 1-7-1 に示す。対象事業実施区域は、長野県岡谷市字内山 4769 番地の 14 にあり、現在、岡谷市清掃工場が立地している敷地（約 2.0ha）である。なお、対象事業実施区域を管轄する市町村は、岡谷市である。

対象事業実施区域は、岡谷市西部の東山山系の一角に位置しており、周囲の大部分は針葉樹林となっている。

交通では、北側には首都圏、中京圏との交通の要となる長野自動車道岡谷 IC があり、また東西方向へ一般国道 20 号が走っている。

対象事業実施区域に隣接して東側に鳥居平やまびこ公園がある。さらに東側は斜面を挟んで岡谷市の市街地が広がり、集落が密集している。対象事業実施区域の西側には、勝弦峠を挟んで樋沢地区の集落がある。

### 1-7-3 規模

計画施設の規模等は表 1-7-1 に示すとおりである。

表 1-7-1 計画施設の規模等

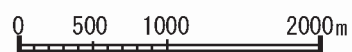
処理方式	焼却炉（ストーカ式）
施設規模	焼却炉（110t/日）
炉形式	全連続燃焼方式
処理する廃棄物の種類	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、破碎選別後可燃物



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町村界

図 1-7-1 対象事業実施区域の位置



#### 1-7-4 実施予定期間

本事業の供用開始は、平成 28 年 9 月とし、表 1-7-2 に示す工程で実施する計画である。

なお、岡谷市清掃工場では岡谷市の可燃ごみの処理を行っているが、解体撤去から広域ごみ処理施設供用開始までの期間、岡谷市の可燃ごみは諏訪市清掃センター、下諏訪町清掃センター及び民間処理業者への委託処理とする予定である。

表 1-7-2 実施予定期間

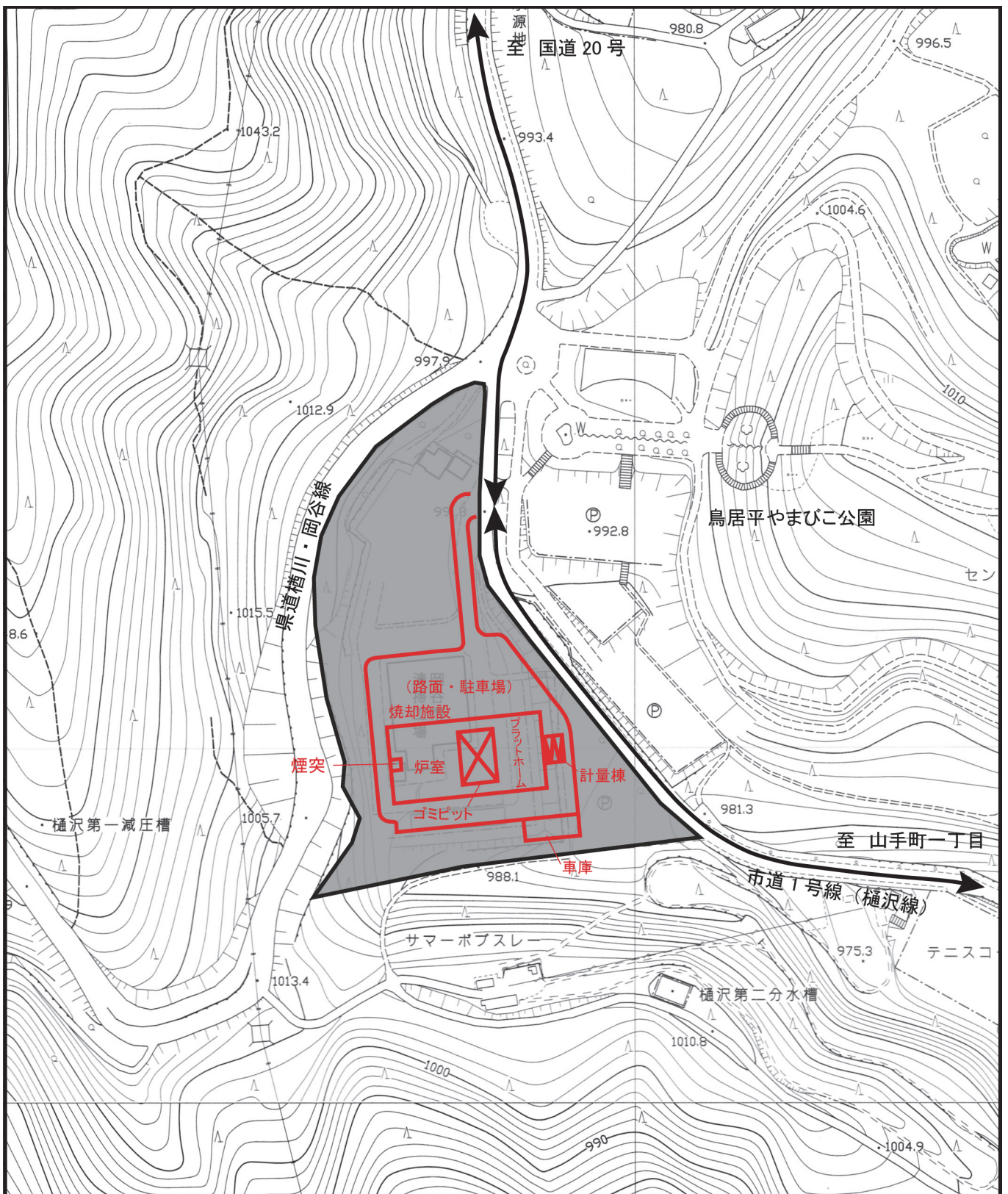
項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
処理方式の検討						
環境影響評価						
施設基本設計等						
工事概略設計、実施設計						
現施設解体工事						
設計・建設工事						
供用開始						

備考) 網掛け部分は完了。

#### 1-7-5 事業計画

##### 1) 対象事業実施区域の位置及び配置計画等

対象事業実施区域の位置及び配置計画は、図 1-7-2 に示すとおりである。なお、現在、施設の立面については未確定であり、今後検討し決定する。



凡 例


-  対象事業実施区域
-  走行ルート

図 1-7-2 実施区域の位及び配置置計画



## 2) 施設計画

### (1) 主要設備の概要

主要設備の概要は、表 1-7-3 に示すとおりである。

表 1-7-3 主要設備の概要

項目	内容
ごみ受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼設備	焼却炉（ストーカ炉）
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ばいじん：ろ過式集じん方式 塩化水素、いおう酸化物：乾式有害ガス除去方式 窒素酸化物：触媒脱硝方式 ダイオキシン類：燃焼管理、触媒分解方式
余熱利用設備	発電
通風設備	平衡通風方式 煙突高さ：59m
灰出設備	主灰：ピット・アンド・クレーン方式 飛灰：薬剤処理の上、ピット・アンド・クレーン方式又はバンカ方式
給水設備	プラント用水、生活用水：上水道
排水処理設備	ごみピット排水：炉内噴霧又はごみピット循環、下水道放流 プラント排水：処理後再利用、余剰水は下水道放流 生活排水：下水道放流

### 3) 造成計画

対象事業実施区域は既に造成された平坦な土地であり、施設基盤のための造成は行わないこととする。なお、造成計画の基本的考え方を以下に示す。

- ・ 造成地盤高はより低く設定することにより、安全性・経済性を考慮する。
- ・ 切土の範囲はできるだけ狭め、安全性・経済性を配慮し、大型ブロック擁壁工は極力使用せず、法留ブロック積工等を使用する。
- ・ 北側角地（モニュメント等設置スペース）の造成は、利用可能なスペースを極力確保するため、法留ブロック積で西側から巻き込む工法を採用する。

### 4) 植栽計画

植栽計画の基本方針は、以下のとおりである。なお、植樹、花壇、芝等から構成する。

- ・ 緩衝帯の設置  
遮蔽や景観構成を目的とし、造成法面を含めて幅3m～5m程度の緩衝帯を設ける。
- ・ 修景植栽色に重点を置いた植栽計画  
地域自然環境に配慮して、現存植生・潜在植生から樹種の選定を行い、四季を通じて景観が楽しめるよう、落葉樹や花木を選定する。

- ・ 維持管理の低減に配慮した植栽計画  
剪定や施肥、除草管理の低減につながる樹種を選定する。

5) 工事計画 (案)

(1) 工事工程 (案)

工事工程 (案) を表 1-7-4 に示す。

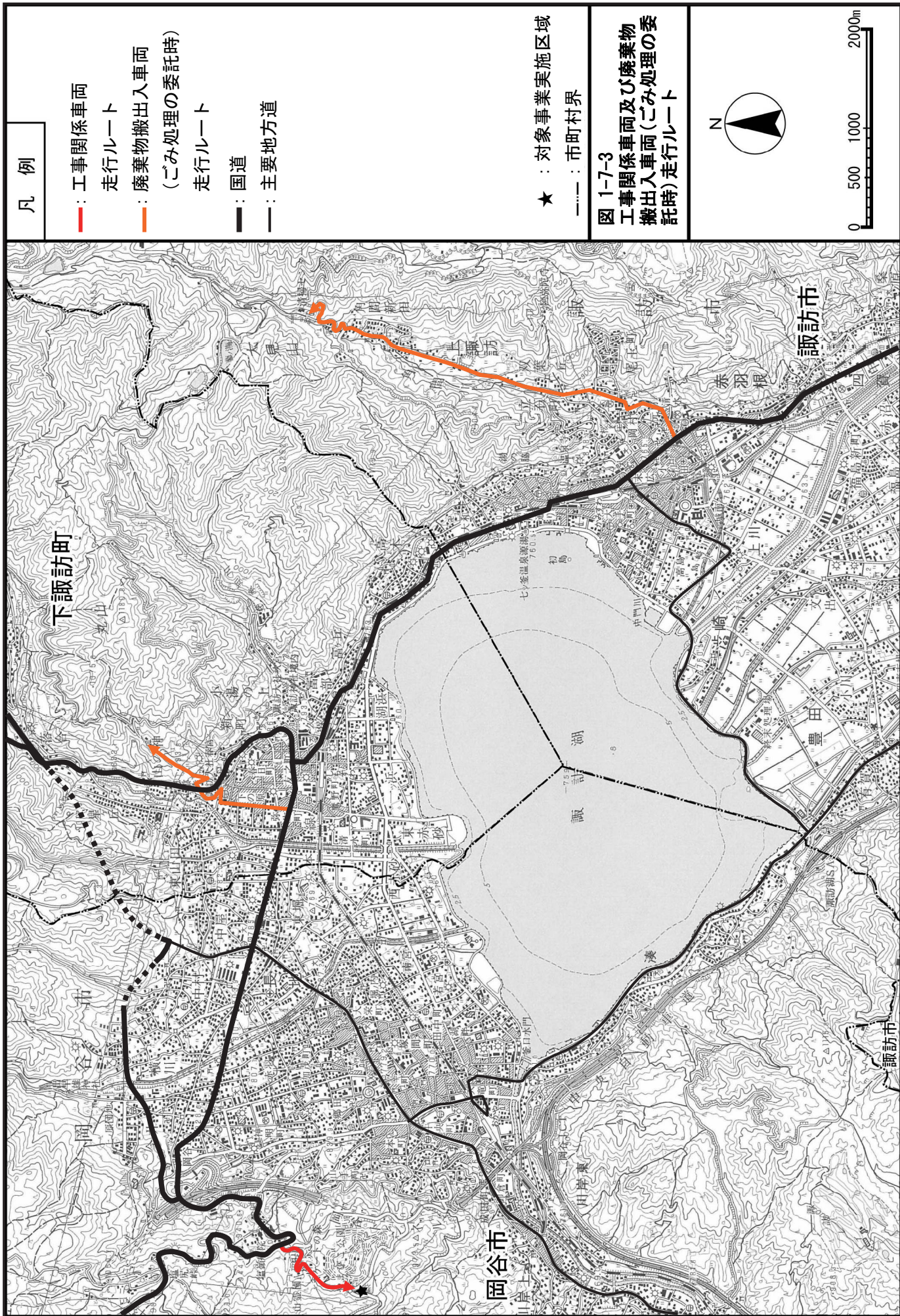
表 1-7-4 現場工事期間 (案)

項目	1年目												2年目												3年目									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
既存施設解体工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
造成工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
土木建築工事													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
プラント工事																									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(2) 工事関係車両及び廃棄物搬出入車両 (ごみ処理の委託時) の走行ルート

工事関係車両及び廃棄物搬出入車両 (ごみ処理の委託時) の走行ルートは、図 1-7-3 に示すとおりである。なお、ごみ処理委託時においては、原則として諏訪市清掃センター及び下諏訪町清掃センターにて処理する計画である。





## 6) 計画値

「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」(平成 21 年 3 月)では、公害防止基準を設定しており、これを計画値とする。

なお、炉数 2 炉、煙突高 59m、排出ガス量(湿り) 19,480Nm<sup>3</sup>/h、排ガス温度 140℃、稼働時間 24 時間とした。

**表 1-7-5 排ガスに関する計画値**

項目	計画値	法規制値(許容限度)等
ばいじん量	0.01 g/ Nm <sup>3</sup> 以下	0.04 g/ Nm <sup>3</sup> 以下
いおう酸化物	30 ppm以下	K値 14.5
塩化水素	50 ppm以下	700mg/Nm <sup>3</sup> (430 ppm)以下
窒素酸化物	100 ppm以下	250 ppm以下

注 1: ばいじん、いおう酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の計画値及び法規制値(許容限度)は酸素濃度 12%換算(乾き)。

注 2: 法規制値(許容限度)等の根拠は以下のとおり。

ばいじん: 大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2

いおう酸化物: 大気汚染防止法施行規則第 3 条

塩化水素: 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3

窒素酸化物: 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2

**表 1-7-6 ダイオキシン類に関する計画値**

項目	計画値	法規制値
排出ガス	0.1 ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下
スラグ等	3 ng-TEQ/g以下	3 ng-TEQ/g以下
溶融飛灰	3 ng-TEQ/g以下	3 ng-TEQ/g以下
総量	5 μg-TEQ/t-ごみ以下	—

注 1: 法規制値の根拠は以下のとおり。

大気: ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1 (55t/日×2 炉の場合)

スラグ等、溶融飛灰: 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号)

注 2: 総量には規制はなく、計画値は目標値として設定したもの。

**表 1-7-7 騒音に関する計画値**

時間の区分	計画値(敷地境界)	法規制値
昼間(午前 8 時～午後 6 時)	65dB 以下	—
朝夕(午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 9 時)	60dB 以下	—
夜間(午後 9 時～午前 6 時)	60dB 以下	—

注 1: 対象事業実施区域は騒音規制法に基づく工場騒音に係る指定地域ではないため、同基準値は適用されない。

注 2: 計画値(敷地境界)は、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(道路に面する地域の C 類型)(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)を参考に設定。なお、時間の区分は騒音規制法に準拠。

**表 1-7-8 振動に関する計画値**

時間の区分	計画値(敷地境界)	法規制値
昼間(午前 8 時～午後 7 時)	65dB 以下	—
夜間(午後 7 時～午前 8 時)	60dB 以下	—

注 1: 振動規制法における特定工場において発生する振動の規制基準(第 1 種区域、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和 52 年県告示 683 号))を参考に設定。

注 2: 事業計画地は振動規制法の区域の区分に該当しないため、特定工場に係る振動の規制は適用されない。

表 1-7-9 悪臭に関する計画値

項 目	計画値	法規制値
アンモニア	2ppm 以下	—
メチルメルカプタン	0.004ppm 以下	—
硫化水素	0.06ppm 以下	—
硫化メチル	0.05ppm 以下	—
二硫化メチル	0.03ppm 以下	—
トリメチルアミン	0.02ppm 以下	—
アセトアルデヒド	0.1ppm 以下	—
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	—
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	—
ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm 以下	—
イソバレールアルデヒド	0.003ppm 以下	—
イソブタノール	0.9ppm 以下	—
酢酸エチル	3ppm 以下	—
メチルイソブチルケトン	1ppm 以下	—
トルエン	10ppm 以下	—
スチレン	0.8ppm 以下	—
キシレン	1ppm 以下	—
プロピオン酸	0.07ppm 以下	—
ノルマル酪酸	0.002ppm 以下	—
ノルマル吉草酸	0.002ppm 以下	—
イソ吉草酸	0.004ppm 以下	—

注 1：悪臭防止法における特定悪臭物質の排出濃度の敷地境界の規制基準（第 1 地域、悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号）を参考に設定。

注 2：事業計画地は悪臭防止法の規制地域の指定区分に該当しないため、悪臭防止法の規制は適用されない。

表 1-7-10 中間処理残渣に関する計画値

項 目	計画値（溶出量）	法規制値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	同左
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	〃
カドミウム又はその化合物	0.3mg/L 以下	〃
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下	〃
六価クロム化合物	1.5mg/L 以下	〃
砒素又はその化合物	0.3mg/L 以下	〃
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下	〃

注：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）のうち、「燃え殻、ばいじん、鉱さい」より設定。

## 7) 処理方式

### (1) 処理方式

処理方式は焼却方式（ストーカ式）とし、各処理方式のフローを図 1-7-4 に示す。

### (2) 炉運転時間

1 日 24 時間連続運転（全連続燃焼式）とする。

## 8) 余熱利用計画

余熱利用計画の基本方針は、以下のとおりである。

- ・ 給湯、暖房及び冷房は電気式を標準とし、発電を優先する。  
給湯、暖房及び冷房などに余熱を利用する方法はエネルギーロスが大きく、現在では電気式での代替が容易なため、非効率となる可能性がある。
- ・ 余熱は場内利用を前提とする。  
場外での余熱利用は、場内給湯等と同様に発電に用いるエネルギーの一部を減じることになる。また、優先的に外部に供給することとなり、発電において非効率となる可能性がある。
- ・ ただし、給湯、暖房及び冷房に対し、余熱利用に優位性がある場合は、これを妨げない。

電力量の見込みについては、以下のとおりである。

**表1-7-11 計画施設の発電電力量の見込み**

年間発電電力量 (MWh)	年間余剰電力量 (MWh)
11,406	5,556

## 9) 防災計画

防災計画の基本方針は、以下のとおりである。

- ・ 防災計画は、法令に準じるものだけでなく、建築及びプラント設備計画の実績に即し、安全性の観点から“発生”、“抑制”及び“避難”の三段階の状況に対し、十分な対策を講じる。
- ・ プラント設備の特殊性を考慮した適正な防火・防災区画、避難設備等を計画するとともに、感知設備、消火設備及び誘導設備等との有機的なつながりを図り、総合的に安全性を確保する。
- ・ 避難経路は、二方向避難を原則とし、その経路は単純明快で安全なものとする。
- ・ 見学者通路の一部を施設説明や啓発用にホール状の空間にする場合は、準居室扱いとし、避難経路等の安全対策を考慮する。

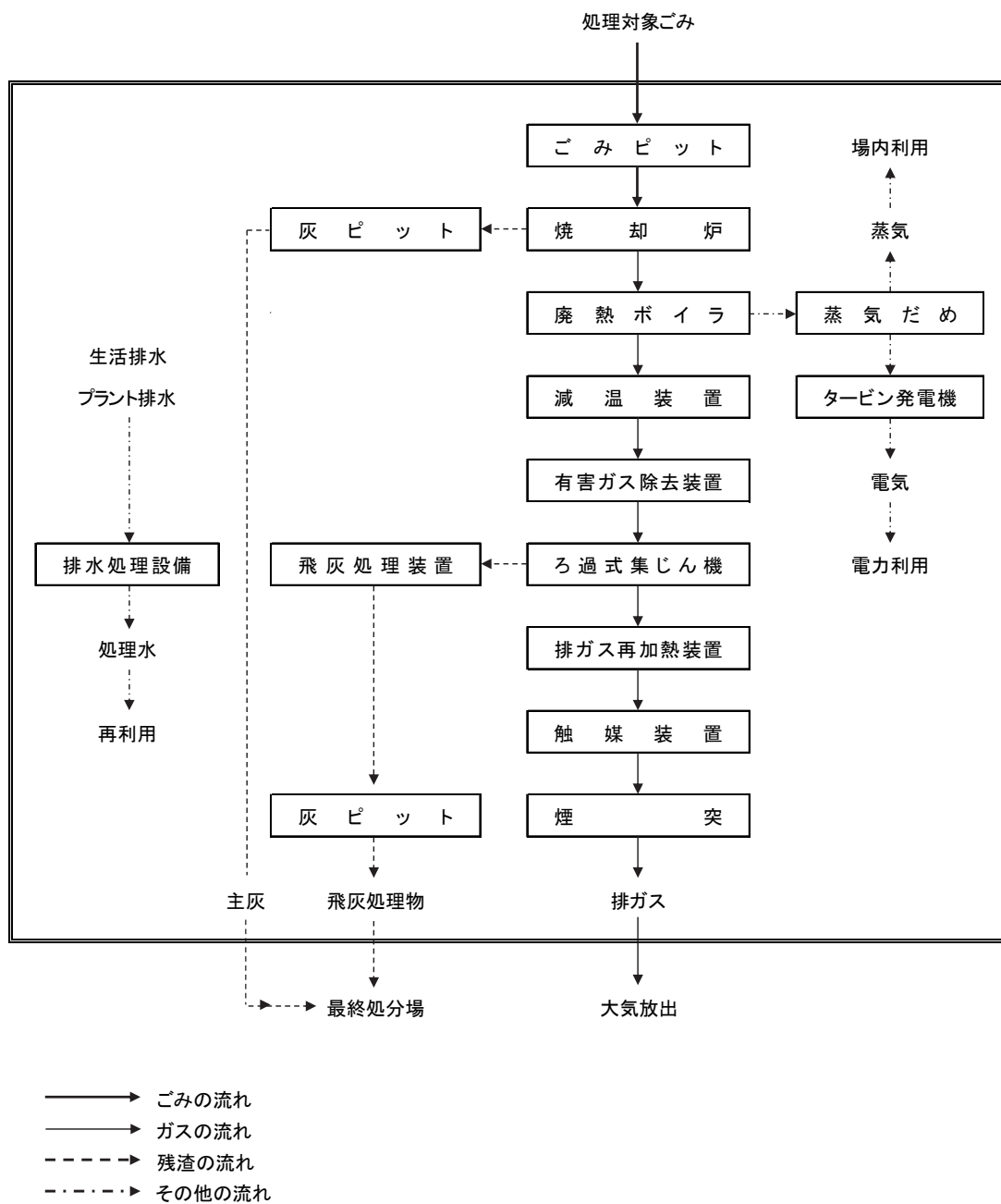


図 1-7-4 処理方式フロー例 焼却方式（ストーカ式）

## 10) 搬出入車両の走行ルート

廃棄物搬出入車両の走行ルートを図 1-7-5 に示す。計画施設への搬出入は、市道 1 号線（樋沢線）を基本とする計画である。

## 11) 施設計画の方針

施設計画の方針及び設計上の指針について、「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」において以下に示すように設定している。

### (1) 一般概要

- ・ 高性能、最新鋭のごみ処理施設とする。
- ・ 建設場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮する。
- ・ 合理的及び経済的で、かつ維持管理が容易な施設とする。
- ・ 工場管理要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保する。

### (2) 設計指針

#### ① 環境への配慮と調和

- ・ ダイオキシシン類及び公害防止基準値の保証
- ・ 環境にやさしい材料の利用、廃棄物の発生抑制
- ・ バリアフリー、省エネルギー（節水等を含む）及び CO<sub>2</sub> の排出量の削減
- ・ 環境保護を考慮した工法（森林破壊に問題のある型枠を使用しない工法等を配慮）やプレハブ化、ユニット化
- ・ メンテナンス、ランニングコスト（機器・建築資材の延命化、冷暖房のランニングコストを削減できる建築資材の採用及び空調システム等維持管理、運用に配慮する）の抑制
- ・ 人間の生理的、心理的影響を考慮した色彩計画、照明計画
- ・ リサイクル製品の建設資材への積極利用
- ・ 中間処理物とその他生成物（鉄、アルミ他）のリサイクル化（流通販路の斡旋及び確保）
- ・ 「環境影響評価」の内容遵守
- ・ 建設に際しての ISO9000 シリーズに準拠した品質管理された体制

#### ② 災害防止

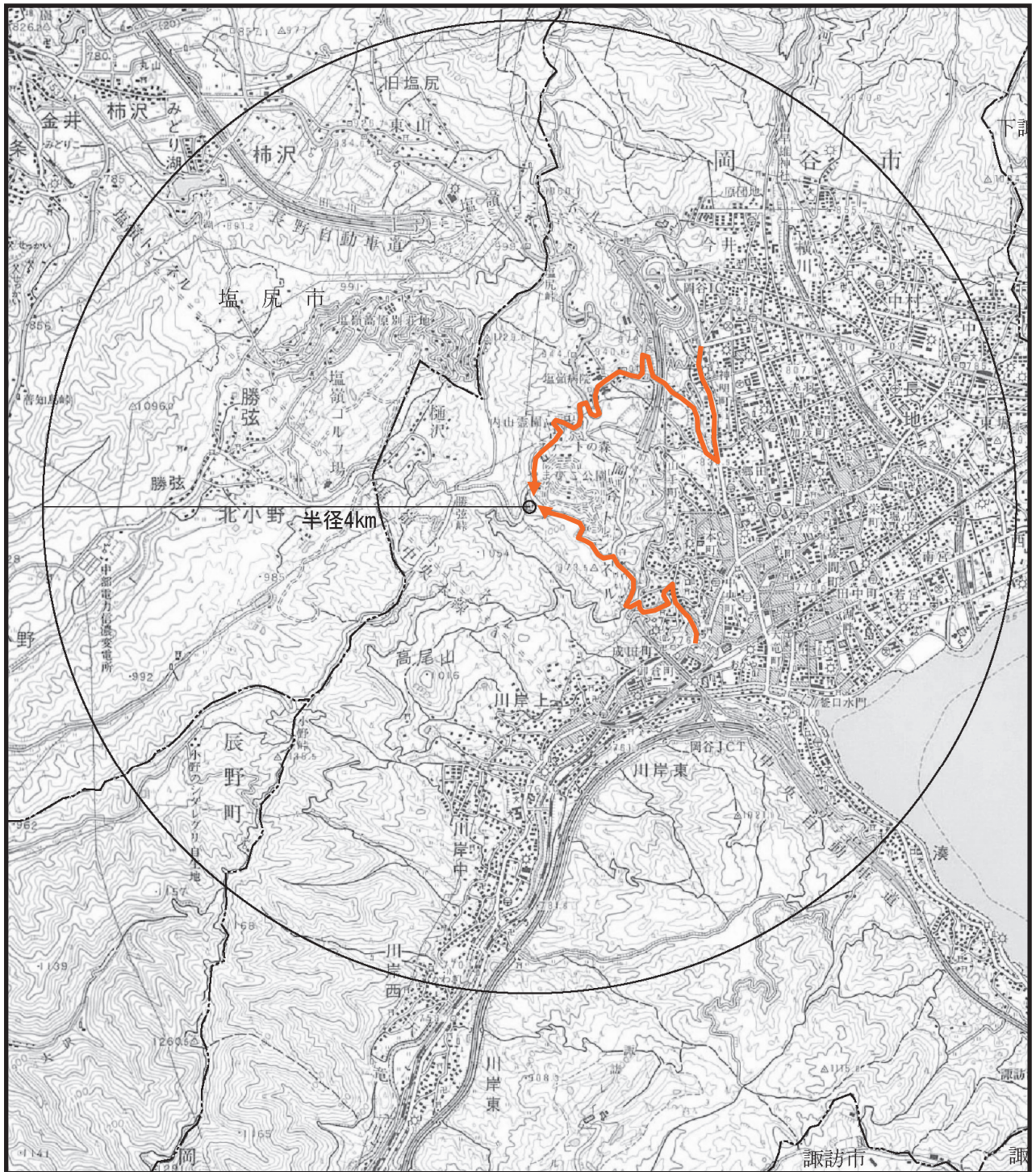
建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、災害要因（特に地震、火災、台風）に対する安全を確保する。

#### ③ 寒冷地対策

本施設の設置場所は寒冷地であり、気象条件等十分考慮し、建設資材等の最適な材料選定を行い、施工する。

#### ④ 臭気漏洩防止

本施設は、密閉構造を基本とし、施設外へ臭気漏洩が絶対無いよう、細心の注意を傾注し、設計施工する。



凡 例	
○	: 対象事業実施区域
—	: 市町村界
— (red)	: 廃棄物搬出入車両走行ルート

**図 1-7-5 廃棄物等の搬出入ルート**

⑤ **ごみ処理の安定性**

- ・年間を通じ、季節、気候、昼夜の別なく、支障なく運転稼働できる施設とする。
- ・機械設備の共通部分は、極力少なくする。定期点検補修及び故障等で停止が予想される部分は2系列化を図り、定期点検補修が可能な設備構成とする。

⑥ **運転管理の信頼性**

- ・運転管理上、信頼性の高い設備とする。
- ・電子計算機システムのセキュリティ対策を施す等運転管理上信頼性の高い設備とする。

⑦ **運転管理等の安全性**

運転管理上の安全（保守の容易性、作業の安全性、各種保安装置の設置等）及び見学者の安全を確保する。

⑧ **維持管理の経済性**

初期コスト及び運転維持管理コストの両面から見て、全体的に経済効率性の高い施設とする。

⑨ **作業環境**

関係法令に準拠して安全、衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう換気、騒音、振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度及び適切なスペースを確保する。

⑩ **維持管理の容易性**

プラント設備機器の取替、補修が容易となるよう、機器配置及び機材搬入導線等を計画する。

12) **解体撤去計画**

広域ごみ処理施設は、現在の岡谷市清掃工場の敷地内に建設することから、建設に並行して現施設の解体撤去を行う予定である。また、現施設の解体から広域ごみ処理施設の供用開始までの期間、岡谷市の可燃ごみの処理は委託により行う。

(1) **解体撤去**

現施設の解体撤去は平成25年度より実施する予定である。

解体する主要構造物は、工事棟、煙突、洗車場、車庫、厚生棟、厚生棟付属擁壁、倉庫（北側角）、その他設備等であり、解体撤去工事にあたっては「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号）に基づき、作業従事者のダイオキシン類ばく露防止対策を徹底するとともに、工事に伴う周辺環境への影響を防止する。アスベストについては、事前に含有についての調査を行った上で、含有するものがある場合は「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）に基づきアスベストの除去を行い、作業従事者のアスベスト暴露防止対策を徹底するとともに、工事に伴う周辺環境への影響を防止する。

また、残土及び埋土の不要な搬出入や工期の短縮により環境影響を低減するため、広域ごみ処理施設の建設は解体撤去に続いて行う予定である。

(2) **解体期間、建設期間中のごみ処理体制**

現施設の解体から広域ごみ処理施設建設は平成25年度から平成28年度にかけての約3年間であり、この期間の岡谷市の可燃ごみは諏訪市清掃センター、下諏訪町清掃センター、近隣行政自治体及び民間処理業者に委託して処理を行う予定である。



表 1-7-12 解体期間、建設期間中のごみ処理体制

項 目	内 容
委託処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎・選別後可燃物
委託処理期間	平成 25 年度～平成 28 年度（約 3 年間）
委託先	委託処理量（t/年）
諏訪市清掃センター	13,350
下諏訪町清掃センター	14,350
民間施設	550
近隣自治体	2,000

## 1-7-6 環境保全の方針と主な保全対策の内容

### 1) 環境保全方針

環境保全に係る方針は、「1-7-5 事業計画 11) 施設計画の方針」に示したとおりである。

### 2) 主な環境保全対策

工事中及び供用時における主な環境保全対策は、以下に示すとおりである。

#### (1) 工事中

- ・ 工事には、国土交通省により排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械として型式指定されたものを使用するように努める。
- ・ 資材運搬車両及び廃棄物運搬車両は指定するルートを通行させ、一般車両、歩行者等の通行を優先させる。
- ・ 敷地周囲に工事用仮囲いを設置し、周辺への粉じんの飛散、騒音を軽減させるとともに、隣接する鳥居平やまびこ公園の来場者の景観に配慮する。
- ・ アスベストについては、解体前にアスベストの含有についての調査を行った上で、含有するものがある場合はアスベストの除去を行い、工事に伴う周辺環境への影響を防止する。
- ・ 現施設の解体に際しては建屋を密閉養生し、施設内部の空気は集じん器を通して排気することにより、設備解体に伴う粉じんの漏えいを防止する。
- ・ 解体に先立って焼却処理設備の洗浄を行う。必要箇所に土間コンクリートの打設及び防液堤を設け、洗浄により発生する汚水の土壌への浸透拡散を防止する。
- ・ 解体に伴う洗浄排水は場外搬出処分とし、土壌浸透、河川放流は行わない。
- ・ 工事中は pH 調整機能を備えた仮沈砂池を設置する等の対策により、降雨時の濁水及びアルカリ排水の流出を防止する。

#### (2) 供用時

- ・ 排ガス処理設備により、大気汚染物質の排出量の低減を図る。
- ・ 燃焼温度を 800℃以上とし、2 秒以上滞留させることによりダイオキシン類の発生を抑制する。また、急冷によりダイオキシン類の 2 次生成を防止する。
- ・ 施設は密閉構造を基本とし、ごみピットやプラットホームは内部空気を吸引して負圧にす

ることにより臭気の漏えいを防止する。吸引した空気は通常運転時には燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を行い、休炉時には脱臭装置により処理を行う。

- ・ プラント排水及び生活排水は場外へ排出しない完全無放流を基本とする。
- ・ 建屋及び煙突の形状、色彩等について景観に十分配慮する。

### 3) その他の環境保全対策

#### (1) 省資源・省エネルギー

施設の整備にあたっては、省資源、省エネルギーに配慮する。

また、施設の建設資材についても、リサイクル製品等の使用を検討する。

#### (2) 事故発生・危機管理対策

ごみ処理施設整備においては、停電、地震、落雷等の外的要因、機器の故障、破損、ダスト等の付着などの内的要因など、所定の性能発揮を阻害する要因を想定して、これらに対応できるよう建設し、また運転開始後は日常点検、定期点検及びメンテナンスを行い、事故発生等の未然防止対策を実施する。

しかしながら、万一、起こりうる事故等の発生を想定し、次に示すような事故発生時対策、危機管理対策を講じるものとする。

##### ① 事故発生時対策

事前に想定される事故を抽出し、発生時に速やかに対応できるように、対応手順書を作成する。

##### ② 危機管理対策

想定外の事態に対する指揮判断体制、連絡体制、周辺住民への周知、非難体制を整備する。

##### ③ 日常における対策

上記で定めた手順が、速やかに実施できるよう、定期的に教育・訓練を実施する。